

令和8管理年度における太平洋くろまぐろの管理
について

【内 容】

本年4月からの令和8管理年度における、漁業及び遊漁採捕
での太平洋くろまぐろの資源管理措置について報告します

【添付資料】

- 報告資料1-1 令和8管理年度における太平洋くろまぐろの
管理について
- 報告資料1-2 令和8管理年度くろまぐろ当初配分について
(令和7年11月開催 令和8管理年度のTAC(漁獲可
能量)設定に関する意見交換会(くろまぐろ))資料)
- 報告資料1-3 漁業法・水産流通適正化法の改正に伴う漁獲
報告の変更について
(水産庁公表資料)
- 報告資料1-4 令和8管理年度の遊漁採捕に対する規制等に
ついて
(令和8年2,3月開催 各広域漁業調整委員会資料)

令和 8 管理年度におけるくろまぐろの管理について

1 令和 8 管理年度くろまぐろ当初配分について〔報告資料 1-2〕

1) 令和 7 管理年度以降の配分の考え方の踏襲

令和 8 管理年度における配分は、令和 7 管理年度において国全体の漁獲枠の増を踏まえて改訂された考え方に基づき、大臣管理区分、各知事管理区分に配分

2) 令和 8 管理年度の国内当初配分

各管理区分とも、令和 7 管理年度当初と同量の配分とされた

3) 今後の配分における懸案事項

2024 年の資源評価結果を踏まえて増枠が決定された 2025 年の関係国会議において、懸案として積み残された事項のうち、

- ・ 当初設定された資源回復目標を達成した後の、新たな管理目標の設定
 - ・ 新たな目標を持続的に達成するための管理方式と漁獲枠の設定
- について、2026（令和 8）年中に結論を得ることとされている

このため、今回の増枠は国際資源評価（2027 年）後に行われるものの、それ以前に、現在の国別漁獲枠配分が見直される可能性がある

2 漁業法・水産流通適正化法の一部改正に伴う報告方法の変更について

〔報告資料 1-3〕

改正水産流通適正化法において「特定第一種第二号水産動植物」とされたくろまぐろ大型魚（30 kg 以上）については、流通段階での迅速、正確な情報伝達のため、生産者の漁獲報告について、

- ・ 現在の報告情報に加えて漁獲尾数の報告を追加
- ・ 報告期限は原則として漁獲から 3 日以内
- ・ 報告した情報記録の保存（3 年間）

とすることとし、令和 8 年 4 月 1 日から義務化されることとなった

3 令和 8 管理年度におけるくろまぐろ遊漁採捕に対する規制等について

〔報告資料 1-4〕

令和 7 管理年度の遊漁採捕の状況、違反者の取り締まり経過を踏まえ、既存の採捕報告に関する広域漁業調整委員会指示及び運用規程を一部改正

- ・ 期間別の総採捕数量上限、一人当たり採捕数量を見直し

また、新たに採捕関係者に事前の届出義務を課すこととし、令和 8 年 4 月以降、違反者には罰則を適用することとされた

令和8管理年度くろまぐろ当初配分について

令和7管理年度以降の「配分の考え方」(大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分)

分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度は反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと及び他のTAC資源で基本的に用いられていることから、基礎比率(令和3~5の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値)を用いて配分することを基本とし、小型魚・大型魚それぞれで以下のとおりとする。

1 小型魚

基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、当該数量が、令和6管理年度の基礎配分(過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の当初配分に相当する数量)を下回る場合は、令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

2 大型魚

- (1) 令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当分の数量(5,614トン)は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。
- (2) 増枠相当分の数量(2,807トン)は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。

令和7管理年度以降の「配分の考え方」(各都道府県への配分)

1.基本	<p>くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方</p> <p>6. (2) 各都道府県への配分</p> <p>基礎比率を用いて配分することを基本とする。</p>			
2.調整	<p>ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の過去の超過分の差引きや、都道府県内での小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の都道府県別漁獲可能量に相当する数量(以下「都道府県別基礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては、令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。</p> <p>その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。</p> <p>さらに、国は、当該調整の後、以下のX0からY0に増やす上乗せ又は追加配分を行う。</p> <p>これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。(当初に上乗せするもの)</p>	<p>管理年度中(該当する場合)</p> <p>3.上乗せ</p> <p>①1トン以下となる場合(小型、大型)</p>		<p>4.追加配分</p> <p>⑤前管理年度に繰越した都道府県に対するもの(小型、大型)</p> <p>⑥前管理年度の消化率が低い都道府県に対するもの(小型、大型)</p>
	<p>① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乗せするもの(小型魚、大型魚)</p>	<p>(該当する場合)</p> <p>2.調整</p> <p>②過去9年の最大漁獲実績との差がある場合(大型)</p>	<p>R6都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮した調整(該当する場合)</p>	<p>⑦小型魚から大型魚へ転換促進の特組に参加する漁業者に対するもの(大型)</p>
3.上乗せ	<p>② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せ後の数量が、平成27年度(2015年度)から令和5年度(2023年度)の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せするもの(大型魚)</p> <p>③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、②までの上乗せ後の数量が、令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せするもの(小型魚、大型魚)</p> <p>④ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し③までの上乗せ後の数量に上乗せするもの(小型魚、大型魚)</p>	<p>R6都道府県別基礎配分になるまで調整(該当する場合)</p> <p>1.基本</p> <p>R6都道府県別基礎配分(全体)を基礎比率で配分</p>	<p>③上記②までの上乗せ後の数量も少ない場合(小型、大型)</p>	
4.追加配分	<p>(管理年度中に追加配分するもの)</p> <p>⑤ 管理年度中の漁獲枠の繰越を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を繰越した都道府県に追加配分するもの(小型魚、大型魚)</p> <p>⑥ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が低い都道府県に追加配分するもの(小型魚、大型魚)</p> <p>⑦ 小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める特組に参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの(大型魚)</p>		<p>④上記③までの上乗せ後の数量でも過去の超過分の差引きの影響がある場合(小型、大型)</p>	

大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分

- 令和8管理年度の配分については、令和6年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」に基づき、令和3～5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値(基礎比率)を用いて配分することを基本とする。
- 小型魚50トン程度、大型魚150トン程度を留保として国が保持する。

くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について 6. (1)大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分 (3)留保の取扱い	対応
6. (1) ① 小型魚 基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。	(1) 4,407トン为基础比率を用いて配分。 (2) 算出された数量が基礎配分を下回る大中型まき網漁業に対して、令和6管理年度の基礎配分(1,200トン)まで国の留保から上乗せ(61.2トン)。
6. (1) ② 大型魚 ア 漁獲可能量のうち令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当の数量(5,614トン)は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。 イ 残りの漁獲可能量(WCPFC北小委員会において合意が得られた増枠相当の数量(2,807トン))は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。	(1) 5,614トンのうち国の留保(100トン)を除いた数量を基礎比率を用いて配分。※ 小数第二位以下は切捨て、端数0.2トンは留保へ (2) 2,807トンから国の留保(50トン)を除いた数量のうち、1,378.5トンを大臣管理漁業(大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業)、1,378.5トンを都道府県に配分したのち、大臣管理漁業内で、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度からの増加率が50%(WCPFCの大型魚の増加率と同じ)となるよう、大中型まき網漁業から調整。
6. (3) 漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。 加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする。	小型魚の留保 49トン 大型魚の留保 150.2トン(うち遊漁への対応として60トン)

令和8管理年度の当初配分の案(総括表)

小型魚		(単位:トン)	
	1,268.3		1,258.9
	1,200.0		1,200.0
	(注1) 23.6		(注2) 14.2
	44.7		44.7
	3,066.0		3,066.0
	49.0		49.0
	4,383.3		4,373.9
大型魚		(単位:トン)	
	令和7管理年度当初配分	令和8管理年度当初配分(案)	
大臣管理区分	5,339.6	5,365.6	
大中型まき網漁業	4,116.3	4,116.3	
(うち10管理区分)	(2,035.0)	(2,035.0)	
(うち総量管理区分)	(2,081.3)	(2,081.3)	
かじき等流し網漁業等	(注1) 67.2	(注2) 81.0	
かつお・まぐろ漁業	1,156.1	1,168.3	
(うち10管理区分)	(1,141.1)	(1,153.3)	
(うち総量管理区分)	(15.0)	(15.0)	
都道府県(沿岸漁業)	2,990.7	2,990.7	
留保	125.5	113.3	
合計	8,455.8	8,469.6	

(注1) 小型魚23.7トンに1.47を乗じた34.8トン大型魚に振替。

(注2) 小型魚33.1トンに1.47を乗じた48.6トン大型魚に振替。

令和7年年6月10日開催中西部太平洋まぐる類委員会
(WCPFC) 北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源
状況等に関する説明会資料

今後の増枠に向けた課題

- 去年の太平洋クロマグロの増枠提案をめぐる議論において、関係国等より、以下①～③の課題が指摘。
- 今後の増枠に向けて、これら課題についての対応が必要。

①新たな管理方式※1による漁獲枠設定

- ・ ICCATやCCSBTで導入されているような、資源評価や将来予測の不確実性も考慮に入れたMSE※2に基づき選定された新たな管理方式に従い、増枠を検討すべき。

※1 管理方式(MP: Management Procedure)

目標とする資源の水準等を決めた上で、資源状態と漁獲圧力の状況に応じた漁獲可能量等をあらかじめ計算して設定する管理方法。

※2 管理戦略評価(MSE: Management Strategy Evaluation):

複数の管理方式について、資源減少のリスクや漁獲量の安定性等を評価し、管理方式を比較・検討するための手法。

②監視取締措置の強化

- ・ ICCATにおける大西洋クロマグロの監視取締措置に比べ、太平洋クロマグロの監視取締措置は脆弱であり、増枠は慎重に検討すべき。

③漁獲証明制度の導入

- ・ 大西洋クロマグロ、ミナミマグロでは漁獲証明制度により漁獲物取引の追跡が行われており、太平洋クロマグロでも早急に導入すべき。

新たな資源管理手法（管理方式）

○ WCPFCにおいて「管理戦略評価」を用いた「管理方式」の策定に向けた検討を進めることに合意。

【資源評価・MSEのスケジュール】

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
資源評価	○		外部レビュー	○	
1.回復計画	回復目標達成				
2.暫定漁獲制御ルール	措置合意時に使用	適用	→	→	→
3.MSEに基づく管理方式		合意に向けた議論	→		

現行の漁獲制御ルールとの違い

1. 現行の漁獲制御ルール (2023年に合意)

回復目標(初期資源量の20%)の達成後、管理戦略評価(MSE)に基づく長期的な管理方式の策定までの間に適用する、暫定的な漁獲制御ルールとして以下を定める。

資源評価の結果、

(A) 初期資源量の20%を下回る確率が、60%を超える場合、

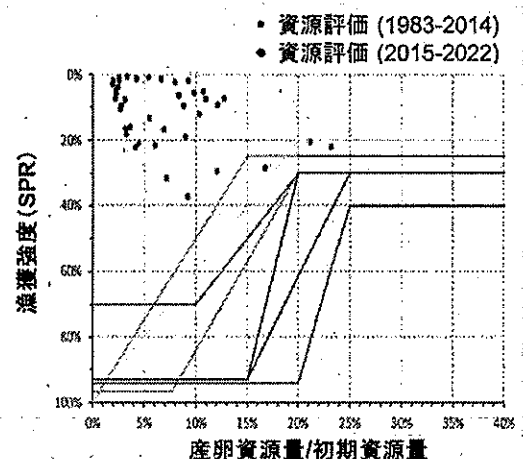
60%以上の確率で、10年以内に初期資源量の20%を上回るよう、管理措置を強化。

(B) 初期資源量の20%を上回る確率が、60%を超える場合、

同確率を60%以上に維持できる範囲で措置の調整を行うべき。

⇒(B)に基づき、2024年に増枠に合意したところ

2. MSEに基づく管理方式 (2025年の合意を目標)



⇒様々な管理方式候補をMSEで評価し、評価結果を踏まえ、管理方式を選定。

資源管理基本方針の改正内容（抜粋）

改正後	改正前
<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理年度途中の漁獲可能量の調整</p> <p>当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中で当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p> <p>(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。</p> <p>1 くろまぐろ(大型魚)大中小型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限</p> <p><u>陸揚げした日(養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日)から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)</u></p>	<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理年度途中の漁獲可能量の調整</p> <p>ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中で当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ <u>令和6管理年度における暫定的な措置として、令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和6管理年度の漁獲可能量を上回ることが示された場合、その差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p> <p>(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。</p> <p>1 くろまぐろ(大型魚)大中小型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)</p> <p><u>陸揚げした日(養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日)からその属する月の翌月の10日まで</u></p> <p>イ <u>農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)</u></p> <p><u>陸揚げした日(養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日)から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)</u></p>

令和8管理年度におけるくろまぐろ遊漁採捕に対する規制等について

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	-
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	-	-	-	12/28 ～ 12/31	1/19 ～ 1/31	2/4 ～ 2/28	-
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8 海域	J1海域		J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	-

(参考) 令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	-	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

2. 委員会指示違反への対応について

- 令和8年2月13日時点で計20件の裏付け命令を発出（令和6年度の裏付け命令発出実績は計11件）。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
石川県小浜港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕	
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
長崎県杵岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告	
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	鹿児島県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕
令和8年2月	東京都大島沖	PB	採捕報告期限の超過

II. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	・ 毎月均等に設定。	・ 毎月均等に設定。 ・ 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 ・ 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌月の採捕数量から均等に差し引く。
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	-	-	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

届出制の概要

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として釣具を準備し、釣りをしようとする全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として、海外から訪日し、釣りをしようとする、自ら釣りに参加する全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者
届出内容	<p>【必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス <p>【任意項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用する予定の船舶に関する情報（遊漁船を利用する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船登録部道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 ○ 遊漁船以外の船舶を利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 ○ カヤック、SUP等を利用する場合 ○ 入出港する予定の場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット/LINE（令和8年1月1日から採捕予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を发出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和8年2月26日(木)に開催されました「第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

当海区委員会からは、倉幹夫 委員が (WEB) 出席

【添付資料】

報告資料 委員会の結果概要

参考資料 配付資料 (一部抜粋)

(議事次第、委員名簿、関連資料)

第 47 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について (結果概要)

- 1 開催日時 令和 8 年 2 月 2 6 日 (木) 午後 1 : 3 0 ~ 4 : 0 0
- 2 開催場所 三番町共用会議所 大会議室
東京都千代田区九段南 2-1-5
※WEB 会議併催
- 3 出席者
主催者 ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 田中会長
その他 ・北海道から山口県までの日本海側の道府県及び大分県と宮崎県を除く九州 5 県と沖縄県の広域漁業調整委員会道府県互選委員及び、農林水産大臣選任 (漁業者代表及び学識経験) 委員
・国立研究開発法人水産研究・教育機構職員
・新潟、境港、九州の各漁業調整事務所及び、本庁資源管理部管理調整課の水産庁職員

4 議 題

(1) 令和 8 年度における遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の資源管理措置について

令和 7 年度の管理状況を踏まえ令和 8 年度の管理措置について説明。

概要は以下のとおり。

- ① 令和 7 年度の各月の採捕数量について、6 月が 12.6 トン、7 月が 12.8 トンと 1 ヶ月あたりの採捕数量である 5.0 トンを大幅に超過したことから、9 月以降の採捕上限を 3.0 トンへ変更した。9 ~ 11 月は制限値内で推移し、12 月 ~ 2 月は 6、7 月ほどではないものの上限を超えており、令和 8 年 2 月 13 日時点で年間採捕数量の上限値 60 トンまで残り 3.3 トンの状況。

- ② 委員会指示違反案件への対応について、令和 8 年 2 月 13 日時点で計 20 件の裏付命令 (農林水産大臣による広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令) を発出し、昨年度 (11 件) の約 2 倍の件数となっている。

- ③ 令和8年度の管理について、昨年度からの変更点は以下のとおり。
- ・令和7年度の年間採捕数量余剰分の各月への均等配分と、月間の採捕数量超過分は、翌々月の採捕数量から均等に差し引くことを追加。
 - ・大型魚のバックリミット(保有制限)が「1人/1月/1尾」から「1人/各期間(4月から2ヶ月ごと)/1尾」へ改正。
- ④ くろまぐろ遊漁の届出状況について、令和8年1月1日から受付を開始、届出件数は令和8年2月13日時点で計4,313件。
- 内訳は、遊漁者3,457件、遊漁船業者902件、遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者1,399件で、各者間の重複者を含んだ件数となっている。
- ※出席委員から各都道府県別の届出件数の公表について質問があり、水産庁からは現在検討中との回答有り。
- ⑤ 届出制に関する周知状況について、ポスター、チラシの配布に加え様々な広報媒体を活用し幅広く周知に努めている。
- ※出席委員から全ての対象者が漏れなく届出が出来るよう、周知徹底を図るよう要望有り。
- ⑥ 令和8年度から、くろまぐろ遊漁の管理が一部変更(上記③参照)されることに伴い、現行の日本海・九州西広調委指示第79号の内容を一部改正する改正案と、同指示の六に基づく遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕数量及び採捕の禁止に関する運用方針(案)が示され承認された。

(2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について

概要説明後、日本海・九州西広調委指示第84号(案)及び同指示の11に基づくとらふぐはえ縄漁業承認等事務取扱要領(案)が示され承認された。現行の内容から大きな変更は無し。

(3) 有明海ガザミに関する委員会指示について

概要説明後、日本海・九州西広調委指示第85号(案)が示され承認された。現行の内容から大きな変更は無し。

(4) 広域資源の管理について

対馬暖流系群のマアジ、マサバ、マイワシについて漁獲量の将来予測結果の説明後、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシの広域源管理方針に基づく令和7年度のまき網漁業者の漁獲努力量削減措置の実施状況など取組状況について報告があった。

(5) 国が行う特定漁港漁場整備事業(フロンティア漁場整備事業)について

五島南方沖地区のマウンド礁造成による整備事業計画(案)及び日本海西部地区内の保護育成漁礁4ヶ所の廃止に伴う特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について概要説明後、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業に関する意見聴取がなされ、内容について異存ない旨回答された。

(6) その他

令和8年度水産関係予算の概算要求の内容及び広域漁業調整委員会の今後の役割について報告があった。

次回の委員会は、令和8年の10～11月頃に開催予定。

第47回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和8年2月26日（木） 13：30～

場 所： 三番町共用会議所 大会議室（東京都千代田区九段南 2-1-5）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域資源の管理についてー日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- (5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (6) その他
 - ① 令和8年度資源管理関係予算について
 - ② その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会 会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会 会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会 会長代理	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会 会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会 会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会 会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会 会長	
	福井県 浦谷 俊晴	福井海区漁業調整委員会 委員	
	京都府 倉 幹夫	京都海区漁業調整委員会 委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会 会長	
	鳥取県 山根 慎司	鳥取海区漁業調整委員会 委員	
	島根県 永松 正則	島根海区漁業調整委員会 会長	
	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会 委員	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会 会長	
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会 委員	
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会 委員	
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会 委員	
	鹿児島県 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会 会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会 委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理■	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャージャパン 理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

くろまぐる遊漁の管理について

令和8年2月
水産庁

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	-
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	-	-	-	12/28～ 12/31	1/19～ 1/31	2/4～ 2/28	-
主な採捕海域	J3海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8 海域	J1、J8 海域	J1海域	J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	-

(参考) 令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	-	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8 海域	J1海域	J1海域

2. 委員会指示違反への対応について

○ 令和8年2月13日時点で計20件の裏付け命令を发出（令和6年度の裏付け命令发出実績は計11件）。

違反時期		違反海域		使用船舶		違反内容	
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB			小型魚の採捕		
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB			採捕禁止期間中の大型魚の採捕		
		PB			小型魚の採捕		
		PB			採捕禁止期間中の大型魚の採捕		
		富山県魚津沖	PB			<ul style="list-style-type: none"> ・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕 	
			PB			<ul style="list-style-type: none"> ・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕 	
令和7年7月	新潟県新潟港（東港区）沖	PB			小型魚の採捕		
	石川県小本港南方沖	遊漁船			小型魚の採捕		
	新潟県佐渡島東方沖	PB			採捕禁止期間中の大型魚の採捕		
令和7年8月	長崎県杵岐島北西海域	遊漁船			採捕未報告		
	北海道ウト口港沖	遊漁船			採捕報告期限の超過		
	島根県浜田港沖	遊漁船			採捕報告期限の超過		
	北海道網走沖	遊漁船			<ul style="list-style-type: none"> ・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出 		
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船			採捕報告期限の超過		
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP			小型魚の採捕		
	大分県別府湾沖	遊漁船			小型魚の採捕		
	青森県竜飛崎沖	遊漁船			採捕報告期限の超過		
令和7年11月	北海道勇払沖	PB			採捕報告期限の超過		
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り			小型魚の採捕		
令和8年2月	東京都大島沖	PB			採捕報告期限の超過		

Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日(木)に、くろまぐる遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度(現行)	令和8年度(見直し)
採捕上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> 毎月均等に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月均等に設定。 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。
大型魚のバッグリミット(保有制限)	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

【令和8年度の管理の考え方の例】

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	-	-	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

単位：トン

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン (※ 小数点第2位以下は切り捨て)

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン (※ 小数点第2位以下は切り捨て)

Ⅲ. 届出制に関する状況について

1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に

くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする

対象者

遊漁者

くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする

遊漁船業者

くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として

- ① 遊漁者を漁場に案内しようとする
- ② 自ら漁場に出ようとする

遊漁船以外の船舶

（ブシヤボート等）

運航者

※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶

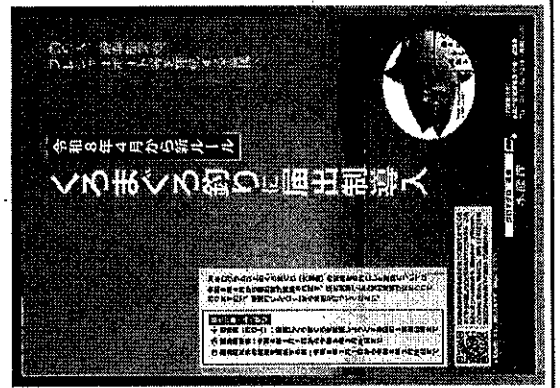
届出件数	3,457件	902件	1,399件
海域ごとの届出件数	太平洋：1,681件 日本海・九州西：2,696件 瀬戸内海：177件	太平洋：379件 日本海・九州西：589件 瀬戸内海：15件	太平洋：521件 日本海・九州西：1,032件 瀬戸内海：23件
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を 採捕しようとする日の「営業日 前まで	令和8年1月1日（木）から	令和8年3月20日（金）まで

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

2. 届出制に関する周知状況について

○ 令和8年4月1日から導入される届出制について、ポスター及びチラシを作成し、周知活動を実施。

広報媒体		実績
説明会		全国向けに計9回（予定）、遊漁船業者向けに計2回実施。
SNS		農水省X、水産庁Facebook、水産庁Instagramにおいて複数回投稿。
ラジオ（杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより）		令和8年1月4日（日）にTOKYO FMほかで放送。政府広報オンラインにおいてアーカイブ配信中（令和9年3月31日まで）。農水省Xでも当該放送に関する投稿をポスト。
Smartnews/バナー広告		令和7年12月15日（月）～12月28日（日）の期間中掲載。
新聞		水産関係の業界紙において掲載。遊漁関係の業界紙において掲載。
ポスター・チラシの配布		約400か所に、ポスター約2,800枚、チラシ約37,000枚を配布。
イベントへの参加		釣りフェス2026 in Yokohama及びフイッシングショウ-OSAKA2026においてポスターを掲示、チラシを配布、シンポジウムに参加。



ポスター

チラシ

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号（以下「指示第 79 号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 79 号を一部改正する指示として、資料 1-3 の（案）により日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 86 号を発出するとともに、

- ・資料 1-5 の（案）により、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針
- ・資料 1-6 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針

の決定を行う。

1. 改正内容及び理由

- (1) 指示第 79 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量

指示 79 号に基づき、遊漁による太平洋くろまぐろ（大型魚）の採捕は、1 人 1 月 1 尾までであったが、令和 8 年 1 月に開催された、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議において、指示第 79 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量を、1 人 1 月 1 尾から 1 人各期間 1 尾までに変更することで合意したことから、変更を行うもの。

各期間の設定は以下のとおり。

- ア 四月及び五月
- イ 六月及び七月
- ウ 八月及び九月
- エ 十月及び十一月
- オ 十二月及び一月
- カ 二月及び三月

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号（案）

改正

令和七年 十二月二日日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十三号

改正

令和八年 二月二十六日日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはなら

ない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(一) 四月及び五月

(二) 六月及び七月

(三) 八月及び九月

(四) 十月及び十一月

(五) 十二月及び一月

(六) 二月及び三月

2 日本海・九州西海域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 報告

1 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

(三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

(四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

(五) 採捕した海域

(六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の八、日本海・九

州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の八及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の八に基づき交付される番号をいう。）

- 2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐる (大型魚) の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十三号)

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐる (大型魚) に関する改正前の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

~~附 則 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十六号)~~

- ~~1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。~~
- ~~2 この指示の施行前に漁業法第二百一十一条第四項において読み替えて準用する同法第二百十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。~~

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正前	改正案
<p>一 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(一) 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>(二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>(三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p>2 「日本海・九州西広域」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五百二十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する日本海・九州西広域をいう。</p> <p>3 「くろまぐる(小型魚)」 くろまぐるのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p>4 「くろまぐる(大型魚)」 くろまぐるのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p>5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p>一 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(一) 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>(二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>(三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p>2 「日本海・九州西広域」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五百二十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する日本海・九州西広域をいう。</p> <p>3 「くろまぐる(小型魚)」 くろまぐるのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p>4 「くろまぐる(大型魚)」 くろまぐるのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p>5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>
<p>二 くろまぐる(小型魚)の採捕の制限</p> <p>遊漁者は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐる(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>	<p>二 くろまぐる(小型魚)の採捕の制限</p> <p>遊漁者は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐる(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>
<p>三 くろまぐる(大型魚)の採捕の制限</p> <p>1 遊漁者は、日本海・九州西広域において採捕したくろまぐる(大型魚)を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐる(大型魚)を保持した者が別のくろまぐる(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。</p> <p>2 日本海・九州西広域広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、日本海・九州西広域における遊漁者によるくろまぐる(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐるの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西広域において遊漁者によるくろまぐる(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐる(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐる(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>	<p>三 くろまぐる(大型魚)の採捕の制限</p> <p>1 遊漁者は、日本海・九州西広域において採捕したくろまぐる(大型魚)を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐる(大型魚)を保持した者が別のくろまぐる(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。</p> <p>(一) 四月及び五月</p> <p>(二) 六月及び七月</p> <p>(三) 八月及び九月</p> <p>(四) 十月及び十一月</p> <p>(五) 十二月及び一月</p> <p>(六) 二月及び三月</p> <p>2 日本海・九州西広域広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、日本海・九州西広域における遊漁者によるくろまぐる(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐるの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西広域において遊漁者によるくろまぐる(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐる(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐる(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>
<p>四 報告</p> <p>1 遊漁者は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐる(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならぬ。</p> <p>(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>(二) 採捕したくろまぐる(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)</p> <p>(三) 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)</p> <p>(四) 採捕したくろまぐる(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所</p> <p>(五) 採捕した海域</p> <p>(六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</p> <p>(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</p>	<p>四 報告</p> <p>1 遊漁者は、日本海・九州西広域においてくろまぐる(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐる(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならぬ。</p> <p>(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>(二) 採捕したくろまぐる(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)</p> <p>(三) 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)</p> <p>(四) 採捕したくろまぐる(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所</p> <p>(五) 採捕した海域</p> <p>(六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</p> <p>(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</p>

<p>Ⅳ 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくまぐる（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならぬ。</p>	<p>Ⅳ 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくまぐる（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならぬ。</p>
<p>五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p>五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>
<p>六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>	<p>六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>

附 則（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第83号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の前日に採捕されたくまぐる（大型魚）に関する改正前の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

附 則（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第86号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第百二十一条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 基本的な配分

各月 5 トンとする。なお、前年度の採捕数量に余剰がある場合は、当該余剰分の数量を月数で除した数量について月ごとにそれぞれ上乘せする。

2 配分後の数量の取扱い

上記 1 により定めた月ごとの数量を当該月の採捕数量が超えた場合、その超過分の数量を、超過した月の翌々月から指示で定める有効期間の満了日が属する月までの月数で除した数量について、超過した月の翌々月以降の数量からそれぞれ差し引く。この場合、月ごとの数量について変更があった旨、速やかに水産庁のホームページで掲載する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 採捕の禁止の判断

指示における太平洋広域漁業調整委員会会長が認める「太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が認める「日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」及び瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が認める「瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」は、当該月に日本全域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が「太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針」（令和 8 年 4 月 1 日付け施行）で定める月別の数量を超えるおそれがある場合とする。

2 採捕の禁止の期間

指示の規定に基づくくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止の期間は、原則、公示日が属する月の末日までとする。

令和7年度第23期京都海区漁業調整委員会の
活動報告について

【内 容】

令和7年度の当委員会の活動について報告いたします。

【添付資料】

報告資料 第23期京都海区漁業調整委員会活動記録
(令和8年3月)

第23期京都海区漁業調整委員会活動記録

令和8年3月

京都海区漁業調整委員会

第 23 期京都海区漁業調整委員会委員名簿

役職名	区 分	氏 名	期 間
会 長	学 識 経 験 者	葭矢 護	令和 7 年 4 月 1 日
副会長	漁業者・漁業従事者	川崎 芳彦	）
委 員	”	狩野 安德	令和 11 年 3 月 31 日
”	”	北仲 賢一	
”	”	倉 幹夫	
”	”	畑崎 幸男	
”	”	村岡 繁樹	
”	学 識 経 験 者	甲斐 嘉晃	
”	”	丸田 智代子	
”	中 立	吉本 秀樹	

○ 日本海・九州西広域漁業調整委員会

- ・川崎副会長が都道府県互選委員に就任
(任期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日)
- ・倉委員が都道府県互選委員に就任
(任期：令和 7 年 10 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日)

○ 大中型まき網漁業との調整を考える会

- ・葭矢会長が同会の座長を担う。

第 23 期京都海区漁業調整委員会の活動記録

1 委員会としての活動

(1) 委員任命式の開催

年月日	内容
令和 7 年 4 月 9 日 〔出席委員〕 8 名	京都府知事から京都府議会の承認を得られた 10 名が、第 23 期（令和 7 年 4 月 1 日～任期 4 年）京都海区漁業調整委員会の委員として任命された。

(2) 委員会の開催

	年月日	審議事項	報告事項
第 1 回	令和 7 年 5 月 22 日 〔出席委員〕 10 名	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 第 22 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項 (3) 特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔ずわいがに、さば類〕	(1) 令和 6 年度のくろまぐろの融通及び漁獲結果 (2) 第 23 期京都海区漁業調整委員会の今年度の予定
第 2 回	6 月 26 日 〔出席委員〕 9 名	(1) 広域漁業調整委員会委員の選出 (2) 小型機船底びき網漁業（手繰り第一種漁業）の制限措置等（諮問）	(1) 全国海区漁業調整委員会通常総会 (2) 大中型まき網漁業との調整
第 3 回	7 月 29 日 〔出席委員〕 8 名	(1) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） (2) 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲可能量（諮問）	(1) 令和 7 管理年度くろまぐろの漁獲等の状況

	年月日	審議事項	報告事項
第3回	7月29日 (出席委員) 8名	(3) 京都府資源管理方針の変更 (諮問) (4) 知事許可漁業の制限措置等 (諮問) ①ひらめ底刺網漁業 ②なまこけた網漁業 ③自家用釣餌料びき網漁業 (5) 令和7年度全国海区漁業調整 委員会連合会日本海ブロック 会提出議題	
第4回	9月8日 (出席委員) 9名	(1) 京都府資源管理方針の変更 (諮問) ※特定水産資源(くろまぐろ) に関する令和7管理年度に おける知事管理漁獲可能量 と併せて諮問 (2) 固定式刺網漁業(はまち底刺 網漁業)の制限措置等(諮問)	(1) 令和6年漁期「資源管理の 状況等の報告」 (2) 大中型まき網漁船の 舞鶴漁港への入港状況 (3) 令和7年度全国海区漁業 調整委員会連合会要望活動 結果
第5回	12月4日 (出席委員) 7名	(1) 特定水産資源に関する令和8 管理年度における知事管理漁 獲可能量(諮問) [さんま、まあじ、いわし類] (2) 機船船びき網漁業(さよりニ そうびき機船船びき網漁業) の制限措置等について(諮問) (3) いさざろし網漁業の制限措置 等(諮問)	(1) 小型するめいか釣り漁業 におけるするめいか採捕 停止命令 (2) 令和7年度全国海区漁業 調整委員会連合会日本海 ブロック会議 (3) 大中型まき網漁業との 調整
第6回	令和8年 1月22日 (出席委員) 8名	(1) 特定水産資源に関する令和7 管理年度における知事管理漁 獲可能量の変更の取扱い(諮	(1) 第46回日本海・九州西 広域漁業調整委員会

	年月日	審議事項	報告事項
第 6 回	令和8年 1月22日 (出席委員 8名)	問)及び特定水産資源(くろま ぐる(小型魚))に関する令和7 管理年度における知事管理漁 獲可能量(諮問)	
第 7 回	2月24日 (出席委員 8名)	(1)京都府資源管理方針の変更 (諮問) (2)特定水産資源(くろまぐる (小型魚))に関する京都府の 留保枠の解除(諮問) (3)小型いかつり漁業の制限措置 等(諮問) (4)小型機船底びき網漁業(手繰 第三種漁業(とりがいた網 漁業))の制限措置等(諮問)	(1)令和8管理年度における ぶりのTAC管理 (2)京都府海域における知事 許可漁業の許可等に関する 取扱方針の一部改正
第 8 回	3月9日 (出席委員 9名 (予定))	(1)特定水産資源(くろまぐる (大型魚))に関する京都府の 留保枠の解除(諮問) (2)特定水産資源に関する令和8 管理年度における知事管理 漁獲可能量(諮問) (3)ばいかごなわ漁業の制限措置 等(諮問) (4)個人情報の保護に関する法律 施行規程の一部改正	(1)令和8管理年度における 太平洋くろまぐるの管理 (2)第47回日本海・九州西 広域漁業調整委員会 (3)令和7年度第23期京都 海区漁業調整委員会の 活動報告

(3) 諮問に対する答申

諮 問		委員 会	答 申	
年月日 (受付年月日)	内 容		年月日	内容
令和7年 5月14日 (5月16日)	特定水産資源に関する令和7管理年度に おける知事管理漁獲可能量 [ずわいがに、さば類]	第 一 回	令和7年 5月27日	原案に異議がない旨を答申
6月24日 (6月24日)	小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)の 制限措置等	第 二 回	6月27日	
7月10日 (7月11日)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和7 管理年度における知事管理漁獲可能量	第 三 回	8月6日	
	特定水産資源(べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域))の漁獲可能量			
	京都府資源管理方針の変更			
7月17日 (7月25日)	知事許可漁業の制限措置等(計3件) ① 固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業) ② 手繰第三種漁業(なまこけた網漁業) ③ 手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)	第 四 回	9月11日	
8月26日 (8月26日)	固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)の制限 措置等			
8月28日 (9月1日)	京都府資源管理方針の変更			
8月28日 (9月2日)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和7 管理年度における知事管理漁獲可能量			
11月27日 (11月27日)	機船船びき網漁業(さより二そうびき機船 船びき網漁業)の制限措置等	第 五 回	12月8日	
	いさざ落し網漁業の制限措置等			
11月28日 (12月1日)	特定水産資源に関する令和8管理年度に おける知事管理漁獲可能量			

諮 問		委 員 会	答 申		
年月日 (受付年月日)	内 容		年月日	内容	
令和 8 年 1 月 16 日 (1 月 20 日)	特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱い 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量	第 六 回	令和 8 年 1 月 22 日	原 案 に 異 議 が な い 旨 を 答 申	
2 月 9 日 (2 月 10 日)	小型いかつり漁業の制限措置等 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(とりがいかた網漁業))の制限措置等				
2 月 18 日 (2 月 19 日)	京都府資源管理方針の変更 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する京都府の留保枠の解除	第 七 回	2 月 27 日		
3 月 5 日 (3 月 5 日)	ばいがいかごなわ漁業の制限措置等				
3 月 6 日 (3 月 6 日)	特定水産資源くろまぐろ(大型魚)に関する京都府の留保枠の解除 特定水産資源に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量	第 八 回	3 月 9 日 以降		委 員 会 で 審 議

(4) 委員会指示の発動

年月日	委員会指示の内容

(5) 委員協議会の開催

年月日	内容

(6) 公聴会の開催

年月日	事項

2 全国海区漁業調整委員会連合会関連

(1) 総会

年月日	会議名等	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 5月12日	第61回 通常総会	通常開催	山口県山口市 山口グランドホテル	葭矢委員 (会長就任前)

(2) 会長・副会長会議

年月日	会議名等	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 12月18日	令和7年度 第1回	通常開催	東京都千代田区 水産庁中央会議室	葭矢会長

(3) 理事会

年月日	会議名等	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 7月23日	第178回	通常開催	東京都千代田区 水産庁中央会議室	葭矢会長
令和8年 3月16日 (予定)	第179回	通常開催	東京都港区 アジュール竹芝	葭矢会長

(4) 日本海ブロック会議

年月日	回数 幹事	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 10月23日	第53回 島根海区	通常開催	島根県松江市 ホテル白鳥	葭矢会長

(5) 職員研修会

年月日	回数 幹事	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 11月18日	第61回 福岡県 連合海区	通常/WEB 併用開催	鳥取県鳥取市 白兔会館	葭矢会長

3 広域漁業調整委員会

(1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 12月2日	第46回	通常/WEB 併用開催	東京都中央区 AP 東京八重洲 ※水産事務所からWEB出席	倉委員
令和8年 2月26日	第47回	通常/WEB 併用開催	東京都千代田区 三番町共用 会議所 ※水産事務所からWEB出席	倉委員

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海西部会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和7年 12月1日	第34回	対面/WEB 併用開催	東京都中央区 AP 東京八重洲 ※水産事務所からWEB出席	倉委員

(3) 広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和8年 1月21日	第6回	対面/WEB 併用開催	東京都千代田区 農林水産省 共用第5会議室 ※水産事務所からWEB出席	倉委員

4 漁業調整の活動に対する支援

(1) 大中型まき網漁業との調整について

ア 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会

年月日	回数	開催場所	出席委員
令和7年 11月13日	第37回	京都府水産事務所	葭矢会長

イ 中部日本海まき網漁業協議会船主部会

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和7年 6月11日	令和7年度第1回	石川県金沢市 ANAクラウンプラザ ホテル金沢	葭矢会長

(2) 漁業と遊漁との調整について

年月日	会議名等	開催場所	出席委員

5 その他

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和7年 11月9日	第44回全国豊かな海 づくり大会 (美し国みえ大会)	三重県志摩市 阿児アリーナ	葭矢会長